

平成29年度 鹿児島県

信用保証協会 ディスクロージャー誌

2017

Kagoshima Guarantee Disclosure

かごしまのよかところフォト



桜島と温泉 © 鹿児島市



おはら祭 © 鹿児島市



鶴丸城と桜 © 鹿児島市

ご あ い さ つ

鹿児島県信用保証協会の業務運営につきましては、平素より格別の御支援、御協力をいただき深く感謝申し上げます。



このたび、当協会の概要等を掲載いたしました『平成29年度鹿児島県信用保証協会ディスクロージャー』を作成いたしました。多くの皆様に御一読いただき、信用保証制度や当協会の取組みに対する理解を深めていただければ幸いに存じます。

当協会は設立以来、信用保証を通じて県内中小企業の振興及び地域経済の発展に努めてまいりました。おかげさまで現在、約1万3千の中小企業者の方々に御利用いただいております。

さて、最近の中小企業の景況は緩やかな改善傾向にありますが、新規開業の停滞、生産性の伸び悩みに加えて、経営者の高齢化や人材不足の深刻化といった構造的な課題が進行中です。

こうした中、本年6月には「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」が成立し、新たなセーフティネットとして危機関連保証の創設や小規模事業者等への支援拡充を行うとともに、保証協会と金融機関の連携による中小企業に対する支援強化等の措置が講じられることとなりました。

当協会におきましては、中小企業者の皆様の資金需要に積極的・柔軟に応えるべく、今まで以上に公的機関としての使命を果たし、中小企業者、関係団体等の皆様に信頼され、満足いただける信用保証を目指していく所存です。

本年度は、第4次中期事業計画(平成27年度から平成29年度まで)の最終年度となり、次のステージへの架け橋であると考えております。同計画の基本方針のもと平成29年度経営計画の達成に向け積極的に取り組み、次のステージを確固たるものにしてまいります。

今後とも、国、県、市町村、関係団体及び金融機関の御協力をいただきながら、役職員一丸となって、皆様に信頼され、御期待に応えられるよう努めてまいりますので、引き続き一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年10月

鹿児島県信用保証協会
会長 布袋嘉之

平成29年度 鹿児島県信用保証協会ディスクロージャー

CONTENTS

1 鹿児島県信用保証協会の概要	
(1) プロフィール・沿革	4
2 信用保証のしくみ	
(1) 信用保証協会と信用補完制度	5
(2) 信用保証のご利用にあたって	8
(3) 主な保証制度一覧	14
3 事業計画・経営計画	
平成29年度経営計画の概要	16
4 平成28年度 決算報告	
(1) 貸借対照表	18
(2) 収支計算書	20
(3) 財産目録	22
5 平成28年度 業務実績	
(1) 保証実績推移	23
(2) 金融機関群別保証実績	24
(3) 業種別保証実績	25
(4) 保証制度別保証実績	26
6 平成28年度の主な活動実績	
(1) 保証推進における主な取り組み	27
(2) 経営支援における主な取り組み	29
(3) 広報活動等における主な取り組み	30
7 コンプライアンスについて	
(1) コンプライアンス態勢について	32
(2) 個人情報保護宣言	34
(3) 反社会的勢力の排除について	36
8 組織体制	
(1) 役員・組織図	37
(2) 事務所のご案内	

1 鹿児島県信用保証協会の概要

目的

当協会は、中小企業者のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。

業務

信用保証協会は、目的を達成するために次の業務を行っています。

- 1 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証。
- 2 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証。
- 3 銀行その他の金融機関が株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者に対する貸付けを行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる債務の保証。
- 4 中小企業者が発行する社債（当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるもの）に限り、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第66条第1号に規定する短期社債を除く）のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証。
- 5 前各号の業務に付随し、当協会の目的を達成するために必要な業務。

(1) プロフィール・沿革

●プロフィール

根 拠 法	信用保証協会法
設 立 許 可	昭和 23 年 12 月 13 日
設 立 登 記	昭和 23 年 12 月 27 日
事 業 開 始	昭和 23 年 12 月 30 日
基 本 財 産	15,336 百万円 (平成 29 年 3 月 31 日現在)
保証債務残高	件数 20,420 件, 金額 160,462 百万円 (平成 29 年 3 月 31 日現在)
利用企業者数	13,332 企業 (平成 29 年 3 月 31 日現在)
役 員 数	理事 13 名 (非常勤 10 名) 監事 3 名 (非常勤 2 名) (平成 29 年 4 月 1 日現在)
職 員 数	職員 59 名 (平成 29 年 4 月 1 日現在)
事 務 所	鹿児島市名山町 9 番 1 号 鹿児島県産業会館内

●沿革

昭和 23 年 10 月	社団法人鹿児島県信用保証協会 創立総会
昭和 23 年 12 月	社団法人鹿児島県信用保証協会 設立許可 (事務所開設：鹿児島市築町1番地 鹿児島商工会館内)
昭和 25 年 2 月	財団法人鹿児島県信用保証協会 設立許可
昭和 28 年 8 月	信用保証協会法施行
昭和 29 年 7 月	信用保証協会法に基づく組織変更認可
昭和 29 年 8 月	特殊法人に組織変更登記
昭和 42 年 6 月	事務所移転 (鹿児島市名山町 9 番 1 号 鹿児島県産業会館内)



2 信用保証のしくみ

(1) 信用保証協会と信用補完制度

●信用保証協会とは

信用保証協会は、公的保証人として中小企業者の方々のバックアップを果たすべく、綿密な調査・審査を行い、個々の企業の信用力に応じた保証の推進に努めるとともに、中小企業者の方々の経営や金融の相談等に応じております。

●信用補完制度について

信用保証協会の業務は、「信用補完制度」によって成り立っています。この「信用補完制度」は以下の2つの制度の総称となります。

信用保証制度

中小企業者の方々が、金融機関から事業資金の融資を受ける際に、公的な保証人になって借入を容易にし、企業の健全な育成を金融の側面から支援する制度です。

信用保険制度

保証債務の履行（代位弁済）という協会のリスクを、政府出資の株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」といいます。）の信用保険によってカバーする制度です。この制度により上記「信用保証制度」がより強固なものとして機能していきます。

このように2つの制度が有機的に結合した「信用補完制度」によって、中小企業者の方々の金融円滑化が行われています。



信用保証制度

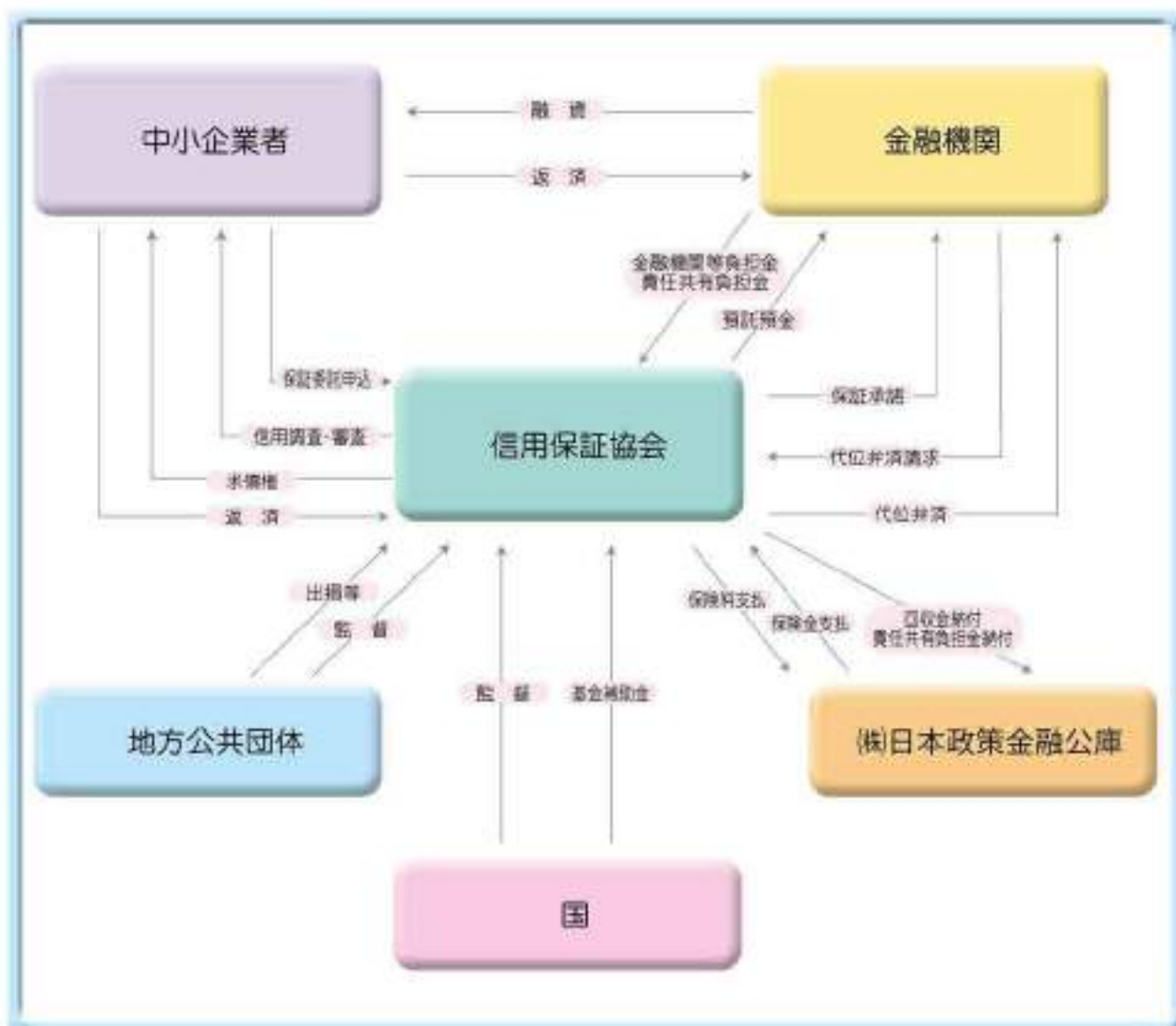
- ① 中小企業者は、金融機関窓口又はあっせん機関窓口（商工会議所・商工会等）を通じて保証申込をします。
- ② 信用保証協会は、申し込みのあった中小企業者の信用調査・審査を行い、信用保証を適当と認めるときは、金融機関に対して信用保証書を発行し、中小企業者には保証決定を通知します。
- ③ 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業者に融資します。
- ④ 中小企業者は、融資条件に従って金融機関に返済します。
- ⑤ 中小企業者が、倒産等の理由により、借入金の返済ができなくなったときは、信用保証協会が中小企業者に代わって借入金を金融機関に代位弁済します。
- ⑥ 中小企業者は、信用保証協会と相談しながら、信用保証協会に対し借入金を返済します。

※⑤・⑥は債務不履行が発生した場合。

信用保険制度

- ① 公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき、公庫は信用保証協会に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は、公庫に信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、公庫に保険金の請求を行い、公庫は、信用保険の種類に応じて、代位弁済した元本金額のおよそ70%から80%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ④ 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて公庫に納付します。

信用補完制度概略図



(2) 信用保証のご利用にあたって

●信用保証の対象となる方

信用保証の対象となる方は、「事業を行う方」になります。したがって客観的に見て事業に着手していない場合は、信用保証の対象になりません。「税務署に提出する開業届（個人）」、「登記事項証明書（法人）」その他の確認書類等が必要になります。

☆所在地・業歴

県内に事業所（個人の場合は住居又は事業所）を有し、事業を行っている中小企業者の方々が対象です。ただし、保証制度要綱等で別に定めがある場合はその定めによります。

また、原則として業歴について制限はありませんが、保証制度要綱等で別に定めがある場合はその定めによります。

☆業 種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。ただし、農業・林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）・漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、風俗関連営業、宗教・政治・経済・文化団体、その他中小企業信用保険法等において不相当と認める業種についてはご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする事業を行っている場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。



☆企業規模

法人は、資本金又は常時使用する従業員数のどちらか一方が該当すればご利用いただけます。
また、個人及びNPO法人は常時使用する従業員数が該当すればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	常時使用する従業員数
製造業等 (卸売業, 小売業, サービス業以外)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業 (飲食業を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業 (士業法人を含む)	5,000万円以下	100人以下
医療法人等	—	法人300人以下 個人100人以下

政令特例業種	資 本 金	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ 及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

※生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員及びNPO法人の雇用関係のないボランティアは従業員数に含まれません。

※組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの又はその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

●信用保証の内容

保証限度額	
個人・法人	組合
2億8千万円	4億8千万円

※上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は原則として8,000万円です。

なお、無担保保証の限度額には、無担保無保証人保証の限度額1,250万円を含みますが、ご利用に際しては別途要件があります。(従業員数、市県民税の完納、保証債務残高等)

※組合は、中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、同連合会、商店街振興組合、同連合会、生活衛生同業組合、同連合会、生活衛生同業小組合、酒造組合、同連合会、同中央会、酒販組合、同連合会、同中央会及び内航海運組合です。このほかの組合は個人・法人と同額になります。

※国の施策により、一般保証とは別に保証限度額が設けられている「別枠保証(セーフティネット保証等)」があります。

保証期間	
一般保証	協会制度保証 県・鹿児島市制度保証 別枠保証
運転資金15年以内 設備資金20年以内	それぞれの制度の 定めによる

☆資金使途

事業の経営に必要な資金(事業資金)が保証の対象になります。

「事業資金」とは直接事業経営に必要な資金です(「運転資金」と「設備資金」)。

事業の経営に関係のない資金は、保証の対象になりません。

運転資金	原材料の購入、労賃その他の経費の支払いに 充当するための資金。
設備資金	設備の新增設、改良、補修その他の経費の支 払いに充当するための資金。

☆連帯保証人

法人の場合、代表者以外の連帯保証人は原則不要となります。

また個人についても原則不要となります。

ただし、実質的な経営者、営業許可名義人、事業承継予定者、同一事業に従事している配偶者の方に連帯保証人になっていただく場合等、連帯保証人の徴求基準があります。

☆担保

必要に応じて、不動産等をご提供していただく場合があります。

●信用保証料について

☆信用保証料

信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業者の方々は、協会保証利用の対価として信用保証料をお支払いいただきます。

信用保証料は、公庫に支払う信用保険料、代位弁済に伴う損失の補償、経費等といった信用補完制度の運営上必要な費用に充当するものです。

なお、信用保証料以外の手数料等は一切いただいておりません。

☆信用保証料率

基本となる信用保証料率は、中小企業者の方々の経営状況に応じて9区分に弾力化されており、リスク計測モデル（CRDモデル）によって算出された所定の区分の料率を適用します。

例外として、セーフティネット保証等の特別な保証制度には、一律の保証料率を適用します。

【リスク考慮型基準料率表】

（単位：％）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 （特殊保証）	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率 （特殊保証）	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

※特殊保証とは、手形割引根保証、当座貸越根保証を指します。

☆信用保証料の割引

次に該当する中小企業者の方々については、信用保証料率をそれぞれ0.1%割引きます。

ただし、割引が適用されない保証制度もあります。

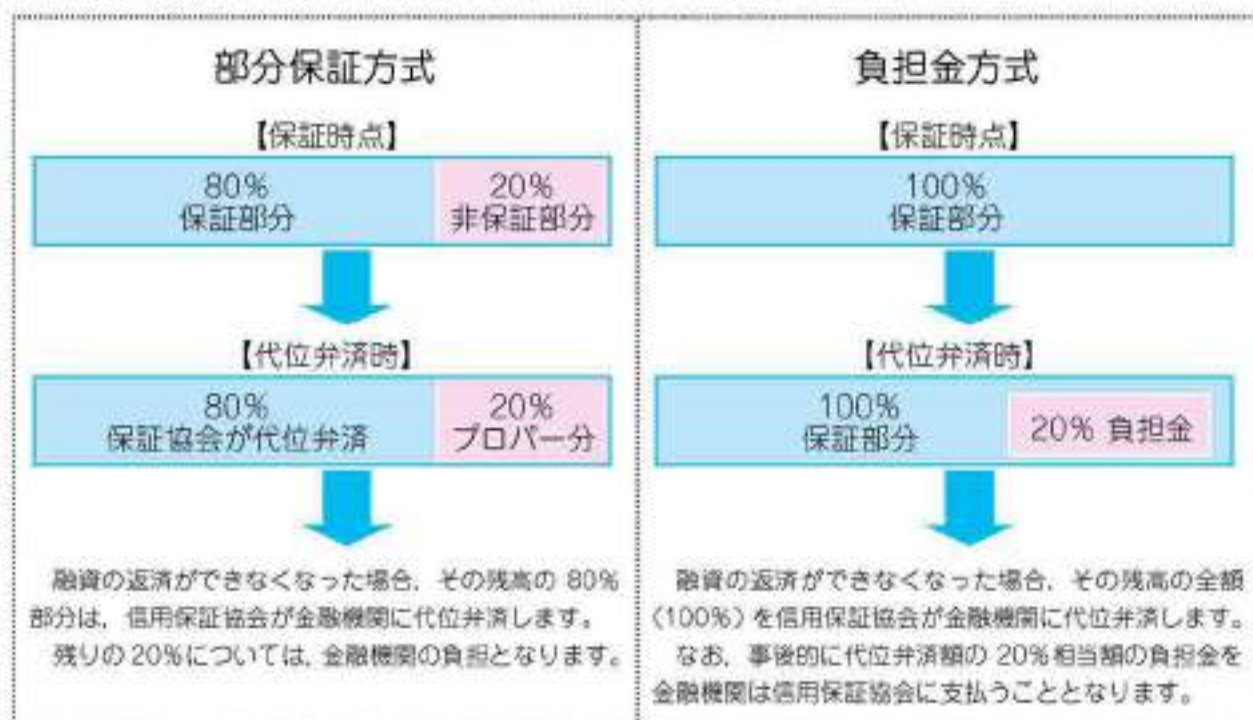
- ▶ 担保の提供がある方
- ▶ 会計参与設置会社又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている方
- ▶ 保証申込時において、ISO14001、エコアクション21又はグリーン経営の認証を受けていることを示す書類を提出された方（平成30年3月31日保証申込受付分まで）

●責任共有制度について

責任共有制度は、信用保証協会の保証付き融資について、信用保証協会と金融機関が適切な責任の共有を図ることで、両者が連携して中小企業者の方々の融資及びその後の経営支援・再生支援等を行うことを目的として、平成19年10月より導入されました。

☆制度の概要

この制度は、従来、原則100%保証であった保証付き融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みにしたもので、「部分保証方式」と「負担金方式」があり、制度導入にあたり、各金融機関にて、次のいずれかの方式を選択することとなっています。



責任共有対象外の保証制度

例外として、次の保証制度については信用保証協会が100%負担します。

- ▶ 国が定める小口零細企業保証制度に係る保証
- ▶ 特別小口保険に係る保証 ※1
- ▶ 経営安定関連保険（セーフティネット保証）1号～6号の保険に係る保証
- ▶ 災害関係保険に係る保証
- ▶ 創業関連保険（再挑戦支援保証を含む）及び創業等関連保険に係る保証
- ▶ 事業再生保険に係る保証
- ▶ 協会の求償権を消滅させることを目的とした保証
- ▶ 破綻金融機関等関連特別保険に係る保証及び破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証
- ▶ 東日本大震災復興緊急保証

▶ 経営力強化保証制度 ※2

▶ 事業再生計画実施関連保証制度 ※3

※1 特定非営利活動法人（NPO法人）の場合を除きます。

※2 「責任共有制度の対象外となる協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に協会が申込受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む）」を経営力強化保証制度で借り換える場合であって、協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限ります。

※3 「責任共有制度の対象外となる協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に協会が申込受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む）」を事業再生計画実施関連保証制度で借り換える場合であって、協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限ります。

次の方は、信用保証協会の保証をご利用できません。

- ①既保証債務を延滞している中小企業者及びその保証人（ただし再生計画に基づき、支援対象となる中小企業者を除く）
 - ②信用保証協会の代位弁済を受け、その求償権残高のある中小企業者及びその保証人（ただし、事業再生保証、求償権消滅保証の対象となる中小企業者を除く）
 - ③銀行取引停止処分を受けている中小企業者及び1回目の不渡後6か月を経過していない中小企業者
 - ④破産・民事再生・会社更生等を申立中で、裁判所の開始決定に至らない中小企業者
 - ⑤休眠会社（最後の登記後12年以上経過した株式会社で会社法第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされたもの）及び休眠組合
 - ⑥信用保証協会が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業及び総会屋等や社会運動等標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者）と判断した方
 - ⑦申込書類作成等で負債を隠したり、不実の記載をされた中小企業者
 - ⑧他の信用保証協会で、無担保無保証人保証（特別小口保険の保証）を受けている中小企業者
 - ⑨その他、信用を供与することが不相当であると信用保証協会が判断した中小企業者
- （注）金融あっせん屋等の第三者が介在・介入した保証申込は取扱いいたしません。

(3) 主な保証制度一覧

ご利用の目安	制度名	保証限度額 ()内は組合	保証期間
一般的な資金調達に	一般保証	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年(運転資金) 20年(設備資金)
	中小企業振興資金 (県制度)	5,000万円(運転設備資金) 7,000万円(設備資金)	7年(運転設備資金) 15年(設備資金)
	産業振興資金 (鹿児島市制度)	3,000万円	7年(運転資金) 10年(設備資金)
小規模事業者のために	小口零細企業保証	1,250万円 ※1	5年(運転資金) 7年(設備資金)
	小規模企業活力応援資金 (県制度)	1,250万円 ※1	5年(運転資金) 7年(設備資金)
	小規模企業支援資金 (鹿児島市制度)	1,250万円 ※1	7年
事業資金が反復継続的に 必要なときに	当座貸越(貸付専用型)根保証	100万円以上2億8,000万円	1年又は2年 (資格要件に該当されて いる方は更新可)
	事業者カードローン 当座貸越根保証	100万円以上2,000万円	
	事業者カードローン700 当座貸越根保証	100万円以上700万円	
創業者のために	創業関連保証	1,000万円	10年
	創業支援資金 (県制度)	1,000万円(運転資金) 2,000万円(設備資金) ※商工団体の推薦を受けた方	7年(運転資金) 10年(設備資金)
		1,500万円 ※国の創業関連保証に対応	7年(運転資金) 10年(設備資金)
創業支援資金 (鹿児島市制度)	1,000万円 (うち運転資金は700万円以内)	7年(運転資金) 10年(設備資金)	
経営の安定のために	経営安定関連保証	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年
	セーフティネット対応資金 (県制度)	2,000万円(運転資金) 3,000万円(設備資金)	7年(運転資金) 10年(設備資金)
	経営安定化資金 (特定中小企業者等) (鹿児島市制度)	3,000万円	7年(運転資金) 10年(設備資金)
資金繰りの改善のために	継続型短期サポート保証 (金融機関連携型)	500万円以上2,000万円以下	1年 (資格要件に該当する方は 5年を限度に更新可)
	継続型短期サポート保証 (税理士等連携型)	500万円以上3,000万円以下	
保証付融資の借換えに	条件変更改善型借換保証	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年

※1 既方の保証付融資残高との合計で1,250万円の範囲内。

※2 平成29年度から制度名を「事業者カードローン500当座貸越根保証」から「事業者カードローン700当座貸越根保証」に変更しています。

(単位: 件 百万円)

融資利率	保証利率	備 考	平成28年度実績	
			件数	金額
金融機関の所定利率	年0.45%~1.90%		1,028	18,653
1年以内 年1.80% 1年超3年以内 年2.00% 3年超5年以内 年2.20% 5年超7年以内 年2.40% 7年超10年以内 又は変動金利 年2.60% 10年超 又は変動金利 変動金利	【運転設備資金】 年0.29%~1.59% 〔働き方改革〕の実現に 取り組む場合は 年0.29%~年1.44% 【設備資金】 年0.13%~1.58%		1,777	15,243
1年以内 年1.8% 1年超3年以内 年2.0% 3年超5年以内 年2.1% 5年超7年以内 年2.3% 7年超 年2.4%	年0.45%~1.90%	保証料補助1/2 設備資金として利用する場合は 保証料補助2/3 (但し運転設備資金の場合は 設備資金が全体の2/3を 超える場合に限りません。)	1,185	10,281
金融機関の所定利率	年0.50%~2.20%		3	16
1年以内 年1.80% 1年超3年以内 年2.00% 3年超5年以内 年2.20% 5年超7年以内 年2.40% 又は変動金利	年0.39%~1.69% 〔働き方改革〕の実現に 取り組む場合は 年0.39%~年1.54%		58	146
1年以内 年1.75% 1年超3年以内 年1.95% 3年超5年以内 年2.05% 5年超 年2.25%	年0.50%~2.20%	保証料補助3/5	253	954
金融機関の所定利率	年0.39%~1.62%		196	3,629
金融機関の所定利率	年1.00%		361	2,165
金融機関の所定利率	年1.00%		718	2,281
金融機関の所定利率	年1.00%		16	69
1年以内 年1.80% 1年超3年以内 年1.95% 3年超5年以内 年2.05% 5年超7年以内 年2.25% 7年超10年以内 年2.45%	年0.13%~1.58% 〔女性や青年(30歳未満) による創業の場合〕 年0%~1.26% 年0.68% 〔女性や青年(30歳未満) による創業の場合〕 年0.36%	自己資金が10%以上必要	54	239
1年以内 年1.75% 1年超3年以内 年1.95% 3年超5年以内 年2.05% 5年超7年以内 年2.25% 7年超 年2.35%	年0.45%~1.90%	・保証料補助2/3 (鹿児島市主催のセミナー等の 終了者が利用する場合、3/4) ・当初12月以内の支払利息相当額 の補助あり(上限30万円)	61	215
金融機関の所定利率	1号~6号 年0.87% 7号~8号 年0.80%		69	2,308
1年以内 年1.80% 1年超3年以内 年1.95% 3年超5年以内 年2.05% 5年超7年以内 年2.25% 7年超10年以内 年2.45%	1号~6号 年0.65% 7号~8号 年0.62%		58	531
1年以内 年1.70% 1年超3年以内 年1.90% 3年超5年以内 年2.00% 5年超7年以内 年2.20% 7年超 年2.30%	1号~6号 年0.87% 7号~8号 年0.80%	保証料補助4/5	27	280
金融機関の所定利率	年0.45%~1.90%		125	1,596
金融機関の所定利率	年0.35%~1.80%		6	129
金融機関の所定利率	年0.45%~1.90%		11	185

3 事業計画・経営計画

平成29年度経営計画の概要

第4次中期事業計画に基づき、平成29年度経営計画を策定しました。当協会は、下記の具体的方策を実施し、金融支援に加え、積極的な経営支援等に取り組んで参ります。

具体的方策

①保証利用の推進

- (ア) 保証の再利用促進を目的としたDM発送や訪問、さらに県の経営革新計画承認企業に対する金融機関との連携等により、中小企業のみなさまに対する保証推進に取り組みます。
- (イ) 金融機関及び商工団体等への積極的な訪問、信用保証セミナー及び営業店別研修会等の開催を通して、関係機関との連携を図ります。

②保証審査体制の充実

- (ア) 個々の状況を踏まえた保証審査の実施と事務手続き等の見直しによる事務の効率化により、保証申込への適切な対応に取り組みます。
- (イ) 大口保証企業や政策保証利用先、創業保証先等については、保証後の計画達成状況や財務状況を把握するとともに、必要に応じて経営支援部や関係機関と連携し、保証後の支援体制強化を図ります。

③期中支援の充実・強化

企業の持続可能性及び経営課題の見極め並びに積極的なサポートミーティング等の実施により、必要かつ適切な措置を行います。

④経営改善・再生支援の充実・強化

- (ア) 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業や国の補助事業を活用し、外部専門家の派遣、経営診断、経営改善計画策定支援及びモニタリング等の経営支援を行います。
- (イ) 事業承継等を目的とした外部専門家の活用や事業引継ぎ相談窓口との連携による支援の実施と求償権消滅保証等による事業再生支援を行います。

⑤コンプライアンス体制及びリスク管理体制の強化

- (ア) 反社会的勢力の不正利用防止や介入排除に向けた対応の強化及び個人情報の適正な管理等について、研修や啓蒙活動を実施し、コンプライアンス体制の充実を図ります。
- (イ) 計画的な内部監査の実施やシステムの安定的な運用、BCPに基づいた模擬訓練等により、リスク管理体制の強化を図ります。

⑥顧客サービスの向上

マスメディアを使用した協会認知度の向上及びLINE等の活用による、情報等のタイムリーかつ効果的な発信を図ります。

事業計画額

保証承諾	期末保証債務残高	代位弁済	実際回収	収支差額
610億円	1,537億円	32億円	6億5千万円	1億28百万円



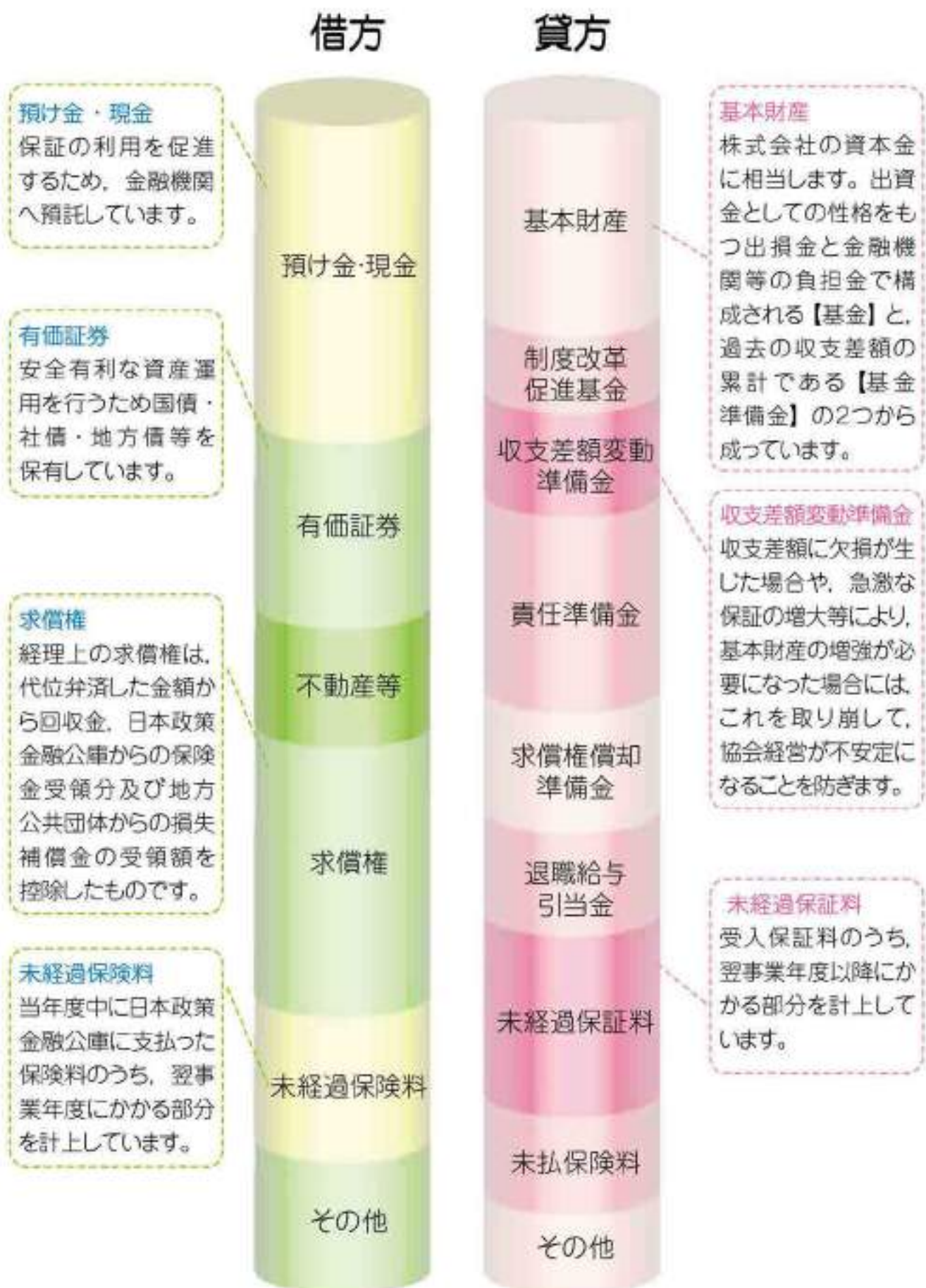
4 平成28年度 決算報告

(1) 貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位:円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	基 本 財 産	15,336,391,736
現 金	0	基 金	5,788,137,000
小 切 手	0	基 金 準 備 金	9,548,254,736
預 け 金	5,838,467,394	制度改革促進基金	0
当 座 預 金	0	収支差額変動準備金	6,951,100,000
普 通 預 金	1,465,469,555	責 任 準 備 金	1,007,595,091
通 知 預 金	0	求 償 権 償 却 準 備 金	162,545,542
定 期 預 金	4,330,000,000	退 職 給 与 引 当 金	603,128,050
郵 便 貯 金	42,997,839	損 失 補 償 金	2,892,173,543
金 銭 信 託	0	保 証 債 務	160,462,240,029
有 価 証 券	21,197,535,000	求 償 権 補 て ん 金	0
国 債	0	保 険 金	0
地 方 債	3,099,590,000	損 失 補 償 補 て ん 金	0
社 債	18,095,945,000	借 入 金	0
株 式	2,000,000	長 期 借 入 金	0
受 益 証 券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
そ の 他 有 価 証 券	0	短 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
再 生 フ ァ ン ド 出 資	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金 全 造 成 資 金	0
動 産 ・ 不 動 産	8,135,908	雑 勘 定	4,257,620,630
事 業 用 不 動 産	1,004,654	仮 受 金	104,678
事 業 用 動 産	7,131,254	保 険 納 付 金	64,181,819
所 有 動 産 ・ 不 動 産	0	損 失 補 償 納 付 金	2,672,828
損 失 補 償 金 見 返	2,892,173,543	未 経 過 保 証 料	4,189,313,243
保 証 債 務 見 返	160,462,240,029	未 払 保 険 料	726,336
求 償 権	650,451,500	未 払 費 用	621,726
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	623,791,247		
仮 払 金	1,061,941		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	104,173,800		
連 合 会 勘 定	2,356,710		
未 収 利 息	33,043,115		
未 経 過 保 険 料	483,155,681		
合 計	191,672,794,621	合 計	191,672,794,621

● 貸借対照表の用語解説



(2) 収支計算書(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

		(単位:円)	
科 目		金 額	
経	常 収 入		2,608,319,377
	保 証 利 息 金 料		1,843,690,193
	預 け 金 利 配 当		3,086,818
	有 価 証 券 利 息		286,399,478
	調 滞 査 証 料		0
	延 滞 保 証 料		285,883
	損 事 務 補 助 金		10,127,597
	責 任 共 有 負 担 金		70,914,932
	雑 収		367,193,000
			26,621,476
経	常 支 出		1,938,674,795
	業 務 費		766,912,696
	役 職 員 給 与		409,502,728
	退 職 給 与 引 当 金 繰 入		37,861,635
	そ の 他 人 件 費		110,296,792
	旅 事 務 費		2,798,025
	債 借 費 料		46,837,036
	動 産 ・ 不 動 産 償 却		39,325,616
	信 用 調 査 費		2,165,576
	債 権 管 理 費		6,499,003
	指 導 普 及 費		35,962,921
	負 担 金		25,338,197
			50,325,167
	借 入 金 利 息 料		0
	信 用 保 険 料		1,081,858,961
	責 任 共 有 負 担 金 納 付 金		84,631,090
	雑 支		5,272,048
経	常 収 支 差 額		669,644,582
経	常 外 収 入		4,110,526,705
	償 却 求 償 権 回 収 金		113,821,859
	責 任 準 備 金 戻 入		1,064,676,646
	求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入		214,470,680
	求 償 権 補 て ん 金 戻 入		2,717,557,520
	保 険 金		2,466,260,679
	損 失 補 償 補 て ん 金		251,296,841
	補 助 金		0
	そ の 他 収 入		0
経	常 外 支 出		4,329,720,435
	求 償 権 償 却		3,139,552,244
	讓 受 償 権 償 却		0
	有 価 証 券 償 却		0
	雑 勘 定 償 却		19,223,558
	退 職 職 金		804,000
	責 任 準 備 金 繰 入		1,007,595,091
	求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入		162,545,542
	そ の 他 支 出		0
経	常 外 収 支 差 額		△ 219,193,730
	制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額		0
	収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額		0
	当 期 収 支 差 額		450,450,852
	収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額		225,000,000
	基 本 財 産 繰 入 額		225,450,852
	又 は		
	基 本 財 産 取 崩 額		

● 収支計算書の用語解説

信用保険料

日本政策金融公庫へ支払う信用保険料です。(当期支払保険料+前期末未経過保険料+当期末未払保険料-前期末未払保険料-当期末未経過保険料を計上しています。)

求償権償却

年度末求償権のうち、回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金・損失補償金を計上しています。

責任準備金繰入

景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備え(支払い資金)として、保証債務残高に対し一定の割合を積み立てています。〈洗替え方式〉

求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。(洗替え方式)

当期収支差額

全額基本財産(収支差額変動準備金を含む)に組入れ、当協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていく上で必要不可欠な基本財産の充実に当てています。

支出

経常支出

業務費

信用保険料

その他

経常外支出

求償権償却

責任準備金繰入

求償権償却準備金繰入

その他

当期収支差額

収入

経常収入

信用保証料

預け金利息等

その他

経常外収入

責任準備金戻入

求償権償却準備金戻入

求償権補てん金戻入

その他

制度改革促進基金取崩額

信用保証料

決算上の保証料は、受入保証料のうち当該決算期間に対応する額です。(前期末経過保証料+当期受入保証料-当期末経過保証料を計上しています。)

預け金利息等

金融機関に預け入れた預託金の受取利息と、国債・地方債等の利息配当金です。

求償権補てん金戻入

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体から受領した損失補償金から成っています。

制度改革促進基金取崩額

部分保証及び責任共有制度による保証にかかる代位弁済による損失等は、それを補うために別途国から受領した制度改革促進基金を取崩すことができることとなっています。

(3) 財産目録(平成29年3月31日現在)

(単位：円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	責 任 準 備 金	1,007,595,091
預 け 金	5,838,467,394	求 償 権 償 却 準 備 金	162,545,542
金 銭 信 託	0	退 職 給 与 引 当 金	603,128,050
有 価 証 券	21,197,535,000	損 失 補 償 金	2,892,173,543
そ の 他 有 価 証 券	0	保 証 債 務	160,462,240,029
動 産・不 動 産	8,135,908	求 償 権 補 て ん 金	0
損 失 補 償 金 見 返	2,892,173,543	借 入 金	0
保 証 債 務 見 返	160,462,240,029	雑 勘 定	4,257,620,630
求 償 権	650,451,500		
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	623,791,247		
合 計	191,672,794,621	合 計	169,385,302,885
		正 味 財 産	22,287,491,736



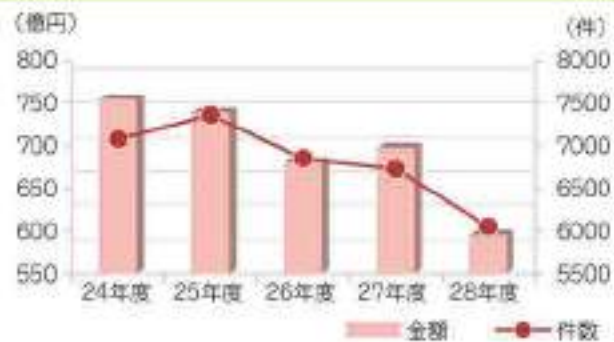
5 平成28年度 業務実績

(1) 保証実績推移

保証承諾

(単位：件、百万円)

年度	件数	金額	前年度比
24	7,075	75,405	101.6%
25	7,357	73,893	98.0%
26	6,848	68,016	92.0%
27	6,727	69,803	102.6%
28	6,052	59,587	85.4%



保証債務残高

(単位：件、百万円)

年度	件数	金額	前年度比
24	23,670	194,813	97.6%
25	23,639	190,544	97.8%
26	22,632	179,504	94.2%
27	21,731	172,034	95.8%
28	20,420	160,462	93.3%



代位弁済

(単位：件、百万円)

年度	件数	金額	前年度比
24	569	4,634	117.6%
25	503	3,820	82.4%
26	461	3,637	95.2%
27	375	3,008	82.7%
28	430	3,186	105.9%



回収

(単位：百万円)

年度	金額	前年度比
24	815	85.2%
25	1,065	130.7%
26	840	78.9%
27	785	93.5%
28	690	87.8%



(2) 金融機関群別保証実績

保証承諾

(単位：件、百万円)

区分	件数	金額	前年度比	構成比
都市銀行	16	492	62.0%	0.8%
地方銀行	1,353	12,546	77.9%	21.1%
第二地銀	1,595	15,397	75.9%	25.8%
信用金庫	2,477	26,337	94.1%	44.2%
信用組合	560	3,413	95.9%	5.7%
その他	51	1,402	129.9%	2.4%
合計	6,052	59,587	85.4%	100.0%



保証債務残高

(単位：件、百万円)

区分	件数	金額	前年度比	構成比
都市銀行	145	2,838	76.9%	1.8%
地方銀行	5,117	41,909	91.0%	26.1%
第二地銀	5,523	42,986	90.1%	26.8%
信用金庫	7,637	60,625	98.2%	37.8%
信用組合	1,828	8,380	95.9%	5.2%
その他	170	3,724	91.5%	2.3%
合計	20,420	160,462	93.3%	100.0%



代位弁済

(単位：件、百万円)

区分	件数	金額	前年度比	構成比
都市銀行	3	81	249.7%	2.5%
地方銀行	120	863	86.7%	27.1%
第二地銀	132	1,104	114.5%	34.7%
信用金庫	134	919	109.5%	28.8%
信用組合	39	146	85.8%	4.6%
その他	2	72	1187.7%	2.3%
合計	430	3,186	105.9%	100.0%



(3) 業種別保証実績

保証承諾

(単位：件、百万円)

区分	件数	金額	前年度比	構成比
製造業	695	7,268	89.8%	12.2%
建設業	1,801	17,858	77.8%	30.0%
卸売業	502	7,465	84.0%	12.5%
小売業	1,580	13,545	91.3%	22.7%
運輸倉庫業	175	2,713	94.0%	4.6%
サービス業	1,063	8,838	99.8%	14.8%
不動産業	131	1,096	60.4%	1.8%
その他	105	804	55.0%	1.3%
合計	6,052	59,587	85.4%	100.0%



保証債務残高

(単位：件、百万円)

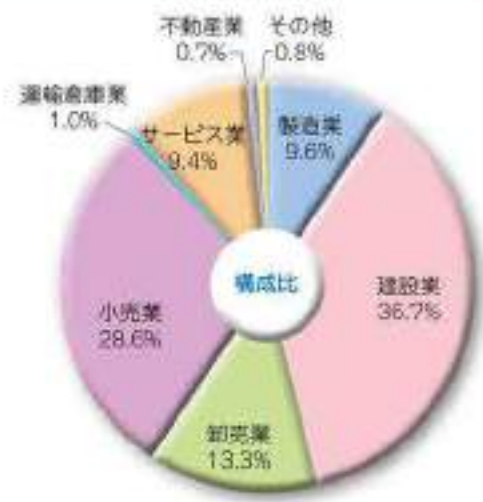
区分	件数	金額	前年度比	構成比
製造業	2,490	22,135	92.3%	13.8%
建設業	5,445	44,329	92.1%	27.6%
卸売業	1,647	18,861	90.6%	11.8%
小売業	5,408	35,382	95.2%	22.1%
運輸倉庫業	663	7,402	95.1%	4.6%
サービス業	3,729	24,274	96.2%	15.1%
不動産業	575	4,268	88.0%	2.7%
その他	463	3,811	93.4%	2.4%
合計	20,420	160,462	93.3%	100.0%



代位弁済

(単位：件、百万円)

区分	件数	金額	前年度比	構成比
製造業	37	305	77.7%	9.6%
建設業	99	1,169	175.4%	36.7%
卸売業	41	424	61.7%	13.3%
小売業	179	911	127.2%	28.6%
運輸倉庫業	4	33	542.7%	1.0%
サービス業	64	299	59.2%	9.4%
不動産業	2	23	75.0%	0.7%
その他	4	24	388.3%	0.8%
合計	430	3,186	105.9%	100.0%



(4) 保証制度別保証実績

保証承諾

(単位：件、百万円)

区分	件数	金額	前年度比	構成比
協会制度	2,557	31,564	85.3%	53.0%
県制度	1,954	16,212	86.6%	27.2%
鹿児島市制度	1,541	11,811	83.9%	19.8%
合計	6,052	59,587	85.4%	100.0%



保証債務残高

(単位：件、百万円)

区分	件数	金額	前年度比	構成比
協会制度	8,211	94,467	94.7%	58.9%
県制度	7,117	39,262	90.6%	24.5%
鹿児島市制度	5,092	26,734	92.4%	16.7%
合計	20,420	160,462	93.3%	100.0%



代位弁済

(単位：件、百万円)

区分	件数	金額	前年度比	構成比
協会制度	157	1,694	101.3%	53.2%
県制度	154	898	110.9%	28.2%
鹿児島市制度	119	594	113.1%	18.6%
合計	430	3,186	105.9%	100.0%



※個々の金額の合計及び構成比の数字は、四捨五入しているため、一致しない場合があります。

6 平成28年度の主な活動実績

(1) 保証推進における主な取り組み

● 中小企業者に対する保証推進

中小企業者の皆様の、資金調達等の利便性の向上に向けた取り組みを実施しています。

環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21 又はグリーン経営）の認証を取得している中小企業者について、信用保証料の割引を行いました。

鹿児島県から経営革新計画の承認を受けている中小企業者について、金融機関等と連携し融資をサポートし、同計画の実施を支援しました。

また、債務完済された中小企業者、債務完済予定の中小企業者及び保証債務残高が減少している中小企業者に対し、金融機関との連携のもと保証協会再利用案内通知（DM）を発送し、中小企業者の円滑な資金調達のサポートを積極的に行いました。

● 支援機関との連携

中小企業支援機関の方々に信用保証制度等に対する理解を深めていただき、さらなる連携を強化していくことを目的として、金融機関及び商工団体等への訪問・研修会等を開催しています。

平成28年度は、審査担当者による積極的な訪問（金融機関274営業店・延べ635回、商工団体67団体・延べ135回）を実施し、保証利用の促進、情報収集等に努めました。

また、金融機関との研修会を3回開催するとともに、金融機関及び商工団体が主催する会議に9回出席し、保証実務等の説明を行いました。

さらに、地元5金融機関の若手職員（参加者26名）を対象とした信用保証セミナーを開催し、当協会の仕組みや業務内容の説明、意見交換会を行い、理解を深めていただきました。

● 創業支援

地域経済の活性化及び雇用機会の創出を目的として、創業を予定される方等に対する支援に取り組んでいます。

平成24年度から配置している2名の創業専任担当者を中心に、地方公共団体や金融機関等が主催する創業塾への参加により、創業予定者のサポートを行いました（平成28年度創業資金の保証実績190件）。

また当協会を利用して創業された227企業に対し、創業後のフォローアップとしてモニタリングを行いました。このうち7企業に対し「経営支援強化促進補助事業」による専門家を派遣し、経営診断をさせていただき、創業後の事業の継続、成長・発展に向けたサポートを行いました。

● 一日経営相談会

資金調達等の経営課題を抱える中小企業者の皆様のために、経営に関する相談会を実施し、資金繰りや条件変更等の相談に応じております。

平成28年度は霧島商工会議所、鹿屋商工会議所及び日置市商工会の御協力により、一日経営相談会を実施し、経営課題の解決に向けたサポートを行いました。

● 金融機関及び商工団体への感謝状贈呈

中小企業の振興と発展に貢献することを目的として、中小企業者の資金調達・金融円滑化に貢献された金融機関及び商工団体に感謝の意を表すため、表彰制度を実施しております。

平成28年度は、中小企業者の資金需要に積極的な取組みをいただいた25金融機関営業店、3商工会議所及び7商工会に対して、感謝状を贈呈いたしました。

また、保証利用企業先数増加キャンペーンを実施し、増加件数の多かった9金融機関営業店及び2商工会議所に対し、感謝状を贈呈いたしました。

【信用保証セミナー】



【創業セミナー】



【相談会】



(2) 経営支援における主な取り組み

● サポートミーティング

返済緩和等の金融支援が必要な企業に対し、積極的にサポートミーティングを開催し、経営改善計画の策定及び金融機関間の合意調整等により、企業の資金繰り及び経営の改善を支援しました。

なお平成28年度は、62回のサポートミーティングを開催し、50企業の支援を行いました。

● 「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」に係る補助事業

国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用し、経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者を支援するため、経営改善計画の策定費用の一部補助事業を実施しました。

なお平成28年度は、14企業の改善計画策定を行い、19企業の補助利用申請がありました。

● 「経営支援強化促進補助金補助事業」を活用した専門家派遣事業

国の「経営支援強化促進補助金補助事業」を活用し、経営の安定に支障が生じている企業の経営課題解決のため、専門家派遣による経営診断・課題解決や経営改善計画の策定支援を実施しました。

なお平成28年度は、12企業の経営診断支援、11企業の経営改善計画策定支援その他の支援を行いました。



(3) 広報活動等における主な取り組み

●保証月報の発行、リーフレット等の作成

保証制度、事務手続等のお知らせ及び業務諸統計を掲載した保証月報を毎月発行し、金融機関、商工団体その他の関係機関等へ配付しました。

保証制度を掲載したパンフレットや補助事業についての各種リーフレット等を作成し、また信用保証実務解説を改訂し配布しました。

●鹿児島市電車内への広告ポスター掲出及びラジオCM放送

顧客サービスの向上及び当協会の知名度向上を目的とし、鹿児島市電車内（25台）に当協会の窓吊り広告ポスター（年3回）を掲出しました。

また南日本放送（MBCラジオ）の「50ニュース（毎週木・土 10時50分～）」で、鹿児島県内で活躍しているタレントによる当協会のラジオCMを放送しました。

●サッカーJ3 鹿児島ユナイテッドFCへの協賛（オフィシャルスポンサー）

当協会は、スポーツ（サッカー）で地元鹿児島を盛り上げるという理念「鹿児島をもっとひとつに。」のもと、積極的に活動を行っている鹿児島ユナイテッドFCを応援しています。



【三つ折りリーフレット - 4種】



【平成28年度 市電ポスター】



【鹿児島ユナイテッドFCへの協賛】



(2015年シーズン)

7 コンプライアンスについて

(1) コンプライアンス態勢について

鹿児島県信用保証協会は、公共的使命と社会的責任の重みを常に認識し、社会からの揺るぎない信頼の確立を図るため、コンプライアンスの実践に積極的に取り組んでいます。

当協会のコンプライアンスは、「法令等の遵守」と定義付け、実践に係る基本方針として「鹿児島県信用保証協会倫理憲章」を制定し、役員は「具体的行動規範」に基づいて行動しています。

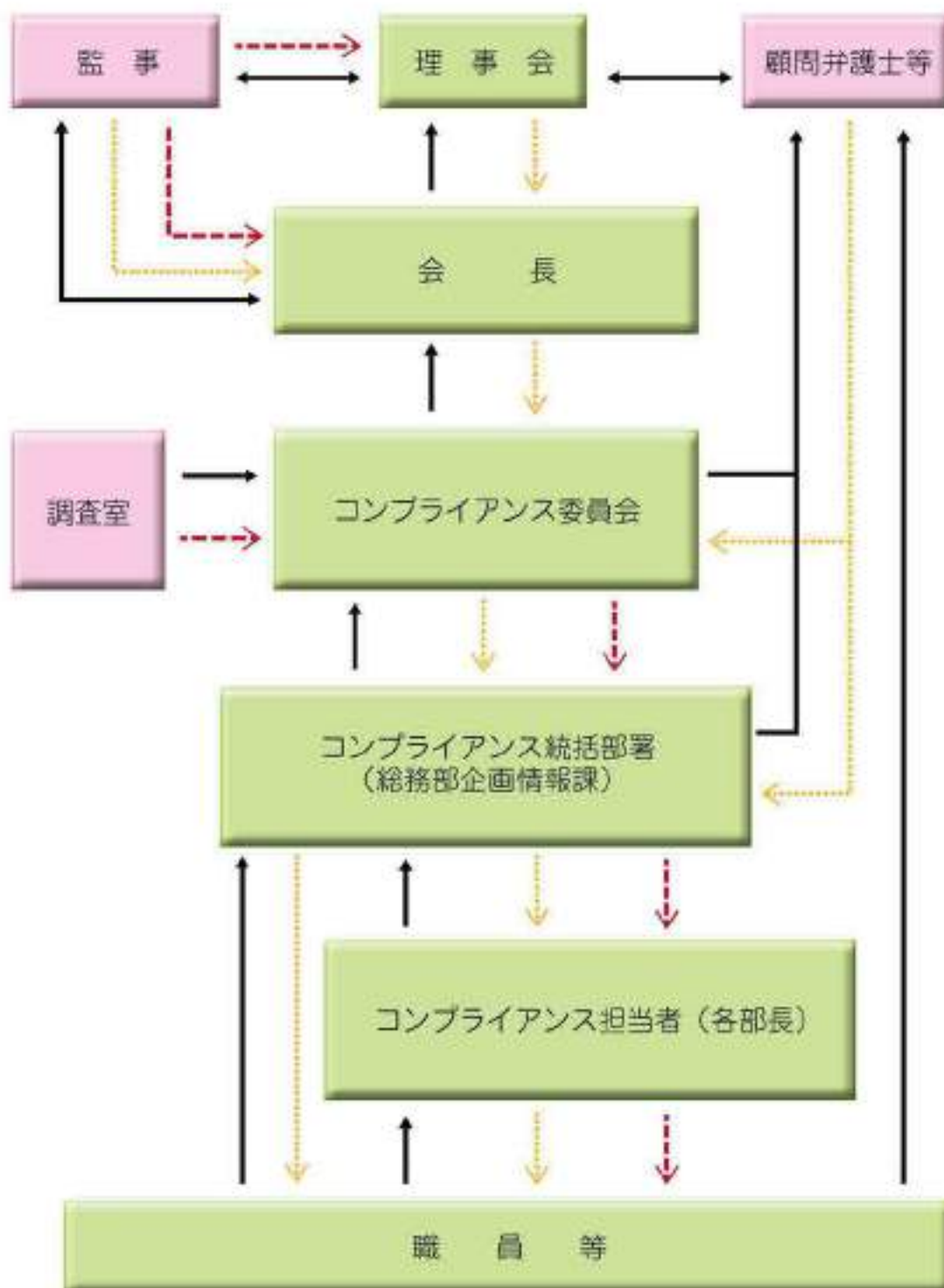
●鹿児島県信用保証協会倫理憲章



●具体的行動規範

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1 法令・ルール等の遵守 | 6 反社会的勢力（不当要求行為）との対決 |
| 2 誠実な職務の遂行 | 7 外部からの苦情・トラブルへの対応 |
| 3 守秘義務の履行 | 8 職場秩序の維持 |
| 4 職務上の地位と関係者との付き合い | 9 違反行為の報告 |
| 5 コンプライアンス関連事項への対応 | 10 懲罰 |

●コンプライアンス組織体制図



- 報告・連絡・相談
- - -→ 指示
- - -→ 調査・チェック

(2) 個人情報保護宣言

鹿児島県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

①個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

②個人情報の取得・利用・提供

- ◇ 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページまたは備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の「1. 当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ◇ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ◇ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ◇ お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

③個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

④個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

⑤ 個人データの委託

- ◇ 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ◇ 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

⑥ 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ◇ 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- ◇ 請求の方法は当協会窓口へ備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口へ持参（または郵送）ください。

⑦ 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ◇ 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正又は削除いたします。
- ◇ お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- ◇ お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ◇ ⑥及び⑦の具体的な手続につきましては当協会ホームページまたは備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「8.（3）開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

⑧ 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

⑨ 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所	鹿児島市名山町9番1号
電話番号	099-223-0273
部署名	総務部

(3) 反社会的勢力の排除について

当協会は、鹿児島県信用保証協会倫理憲章において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する」と宣言し、これらの反社会的勢力の介入を許さず、不法、不当な要求には毅然と対応し、一切応じないことを明言しています。

反社会的勢力排除の取組みとして、ポスター等を作製し、中小企業者及び関係機関の皆さまに周知徹底を図るとともに、常に即応できる体制を整えています。

また、日頃より鹿児島県警察、鹿児島県暴力追放運動推進センター等の関係機関と連携を密にし、鹿児島企業防衛対策協議会及び暴力団排除等の研修会に参加する等、情報の収集及び交換に努めています。

反社会的勢力とは取引いたしません！

信用保証をご利用の際に提出していただく信用保証委託契約書には、反社会的勢力排除条項を定めています。これは、委託者ご本人又は保証人が、暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと、又はそれに類する行為を将来にわたり行わないこと等を表明及び確約していただくものです。

このように、当協会は暴力団等の反社会的勢力を信用保証の対象としておらず、反社会的勢力との一切の関係を遮断しています。



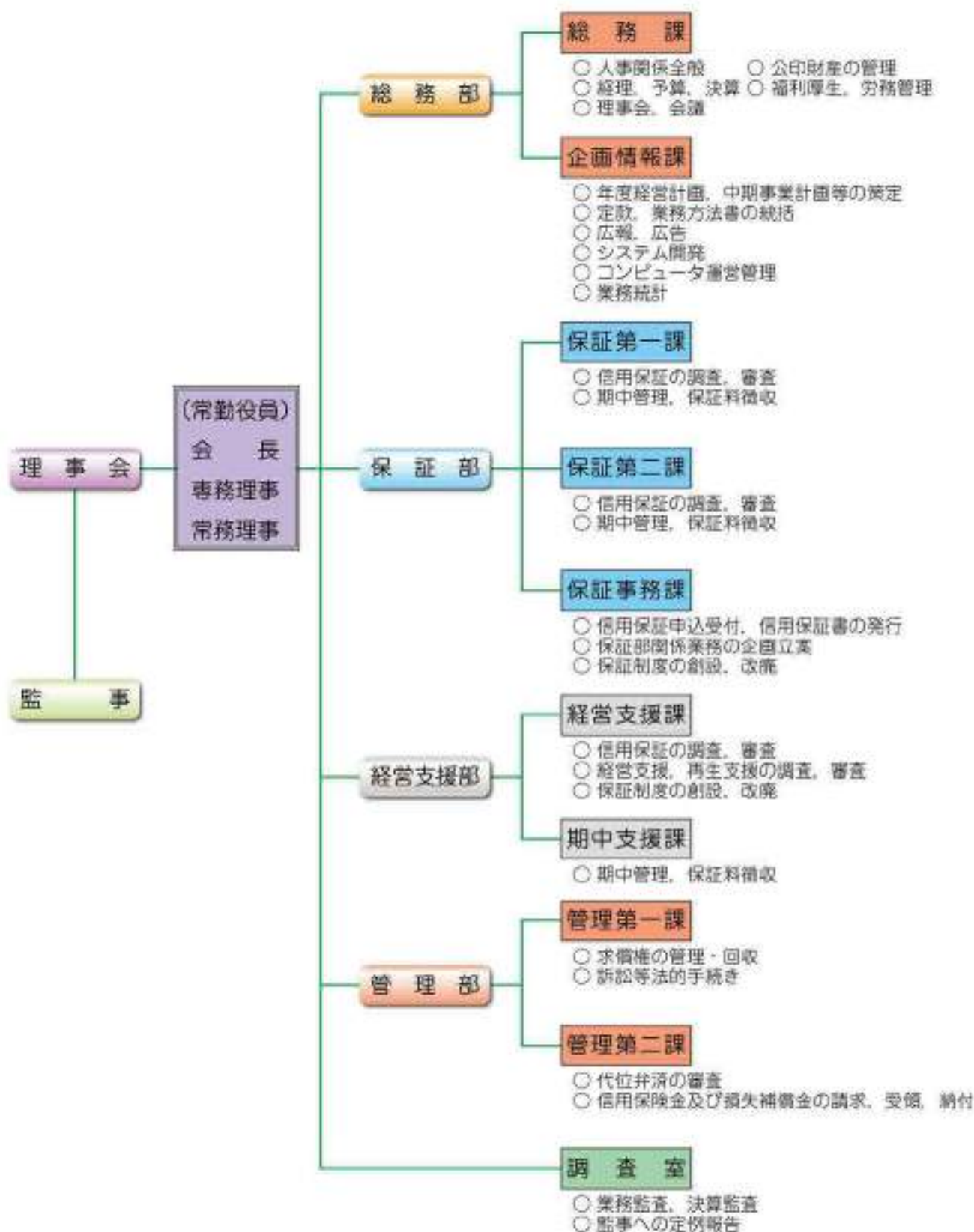
8 組織体制

(1) 役員・組織図

役員（平成29年9月1日現在）

役 職 名	氏 名	備 考
会 長	布 袋 嘉 之	常勤
専務理事	中 山 金 蔵	常勤
常務理事	堤 清 利	常勤
理 事	酒 匂 司	非常勤 鹿児島県商工労働水産部長
理 事	山 下 正 昭	非常勤 鹿児島市産業局長
理 事	小 正 芳 史	非常勤 鹿児島県中小企業団体中央会会長
理 事	森 義 久	非常勤 鹿児島県商工会連合会会長
理 事	岩 崎 芳 太 郎	非常勤 鹿児島商工会議所会頭
理 事	山 元 浩 義	非常勤 川内商工会議所会頭
理 事	上 村 基 宏	非常勤 鹿児島銀行頭取
理 事	森 俊 英	非常勤 南日本銀行頭取
理 事	稲 葉 直 寿	非常勤 鹿児島相互信用金庫理事長
理 事	中 俣 義 公	非常勤 鹿児島信用金庫理事長
監 事	本 坊 信 幸	常勤
監 事	東 靖 弘	非常勤 元鹿児島県町村会副会長（大崎町長）
監 事	大 園 豊	非常勤 税理士

● 組織・事務分掌（平成29年4月1日現在）



(2) 事務所のご案内

〒 892-0821

鹿児島市名山町9番1号
鹿児島県産業会館内



総務部 4階

TEL 099-223-0273
FAX 099-223-6399

保証部 4階

TEL 099-223-0271
FAX 099-222-1093

経営支援部 4階

TEL 099-223-0274
FAX 099-222-1093

管理部 3階

TEL 099-223-0272
FAX 099-223-0318



■アクセス

市電 ~ 「朝日通」電停下車

バス ~ 「金生町」又は「市役所前」バス停下車



■ホームページアドレス

<http://www.kagoshima-cgc.or.jp>



2017
Kagoshima
Guarantee
Disclosure